

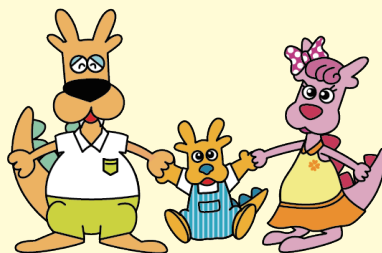
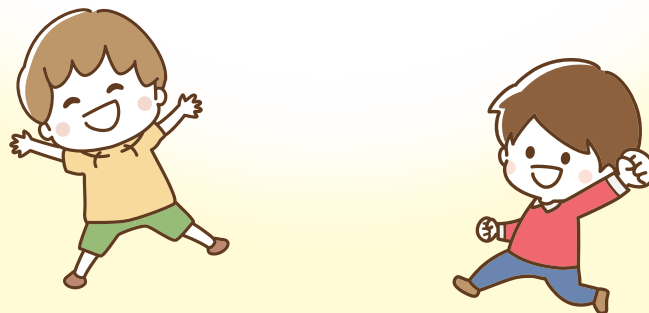
概要版



袖ヶ浦市子育て応援プラン (第3期)



次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

袖ヶ浦市

計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

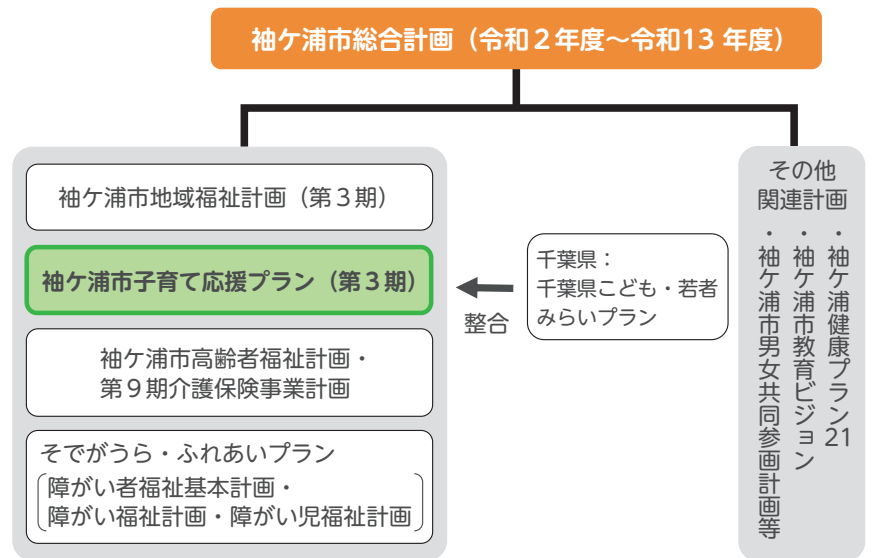
袖ケ浦市では「袖ケ浦市子育て応援プラン」を2期にわたって策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

このたび「袖ケ浦市子育て応援プラン(第2期)」が令和6年度でその計画期間を終了することから、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ケ浦市子育て応援プラン(第3期)」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

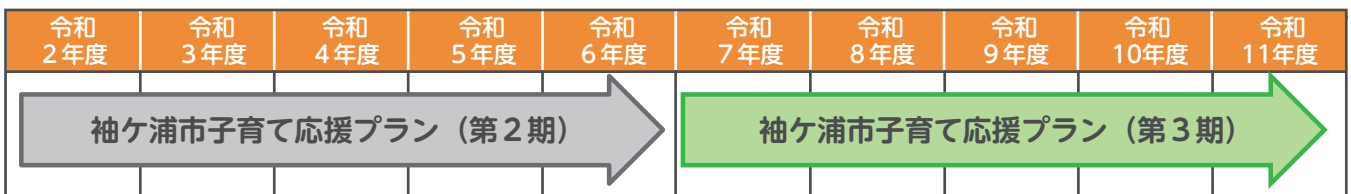
本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、まちづくりの基本となる「袖ケ浦市総合計画」を上位計画として、その他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。



4 計画の策定体制

本計画は、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域のこども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ケ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

基本理念と施策の展開

1 基本理念と計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、こども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。

本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。



基本理念

こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組を発展させることによって、こどもの健やかな育ちと、全ての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全に、安心して子育てができるまちを目指します。

基本的視点



妊娠期・出産・子育てに
関わる切れ目のない
支援の視点

「誰一人取り残さない」
社会を実現する視点

地域全体で支える視点

●計画の推進に向けて

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」に審議を諮り、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

計画に基づく進行状況の定期的なフォローアップは本計画を推進する関係課が中心となり、毎年度実施する「子育てアンケート」による市民意識の経年的変化を踏まえ、個別事業の毎年の進捗状況を点検・評価し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

2 基本目標と施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組や市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

（１）地域における子育て支援サービスの充実

【主な取組み】 ●子育て世代包括支援事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●産前産後ヘルパー派遣事業 など

（２）保育サービスの充実

【主な取組み】 ●通常保育 ●延長保育 ●障がい児保育 ●待機児童対策のための保育所等の整備 など

（３）こどもの健全育成環境の充実

【主な取組み】 ●保育所（園）の園庭開放 ●地域世代間交流事業 ●放課後子ども教室推進事業 など

（４）子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

【主な取組み】 ●子育て支援ボランティア・NPO への支援 ●子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 など

（５）子育てに係る経済的負担の軽減

【主な取組み】 ●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 ●高校生までの子どもの医療費助成 など

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

【主な取組み】 ●妊婦・乳児健康診査 ●妊産婦・新生児訪問指導 ●産後ケア事業 ●歯科疾患予防事業 など

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【主な取組み】 ●性に関する正しい知識の啓発・指導 ●未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等

（３）食育等の推進

【主な取組み】 ●乳幼児の生活習慣の確立への支援強化

（４）こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

【主な取組み】 ●地域子育て支援ネットワークの推進

基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備

（１）未来の親の育成

【主な取組み】 ●家庭教育総合推進事業 ●福祉教育

（２）こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

【主な取組み】 ●外国語教育支援事業 ●中学校体験活動推進事業 ●スクールカウンセラー活用事業 など

（３）家庭や地域の教育力の向上

【主な取組み】 ●ブックスタート事業 ●すきすき絵本タイム事業 ●ねがたオープンキャンパス（ねこまろ） など

（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な取組み】 ●情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業

基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備

【主な取組み】●安全な道路交通環境の整備

(2) 安心して遊べる環境の整備

【主な取組み】●都市公園の整備 ●多様な居場所の確保 など

(3) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

【主な取組み】●交通安全教育指導事業 ●交通安全啓発事業 など

(4) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【主な取組み】●各種パトロール（学校関連） ●不審者情報の提供 ●子ども 110 番連絡所 など

(5) 被害にあったこどもの支援の推進

【主な取組み】●被害にあったこどもに対する相談体制の強化 ●スクールカウンセラー活用事業 など

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

(1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

【主な取組み】●ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動 ●男性の子育て・介護の参画促進 など

(2) 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

【主な取組み】●ファミリー・サポート・センター事業 ●病後児保育 ●病児保育 ●こども誰でも通園制度 など

基本目標Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備

(1) 児童虐待防止対策の充実

【主な取組み】●児童虐待に対する相談の充実 ●要保護児童対策地域協議会の充実 など

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な取組み】●ひとり親家庭等医療費等の助成

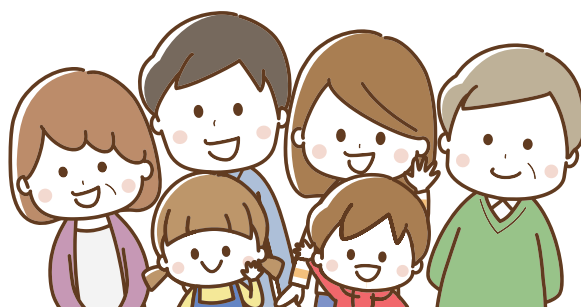
●母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談 など

(3) 障がい児施策の充実

【主な取組み】●発達障害児等療育支援事業 ●巡回相談員の派遣 ●特別支援教員活用事業 など

(4) 経済的に困難なこどもの支援

【主な取組み】●要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給 など



教育・保育の内容と供給体制

子ども・子育て支援施策を進めるための取組のうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業については、計画期間の事業計画（年度ごとの「量の見込み」と「確保方策」）を定めます。

対象事業		市で該当する事業
●子どものための教育・保育給付		
教育標準時間認定	1号認定	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	幼稚園、認定こども園
保育認定②		保育所（園）、認定こども園
保育認定③	3号認定	保育所（園）、認定こども園、地域型保育
●地域子ども・子育て支援事業		
時間外保育事業		延長保育事業
放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		ショートステイ、トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業（幼稚園型）		幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業（その他）		保育所（園）で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		病児保育、病児保育（体調不良児対応型）、病後児保育
子育て援助活動支援事業		「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		妊婦健康診査
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		乳児家庭全戸訪問事業
子育て世帯訪問支援事業		産前産後ヘルパー派遣事業
親子関係形成支援事業		ラクイクセミナー
妊婦等包括相談支援事業		妊婦等包括相談支援事業
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		こども誰でも通園制度（令和8年度より開始）
産後ケア事業		産後ケア事業
実費徴収に係る補足給付事業		副食材料費等の補助

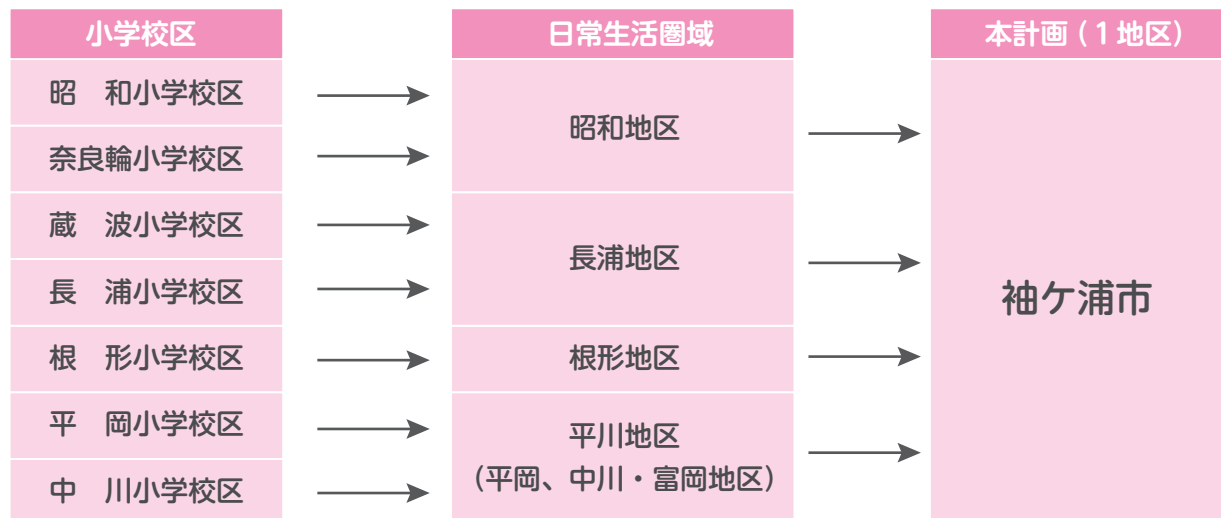
●量の見込みの算出方法について

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、令和5年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

ただし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の見込みを算出します。

1 教育・保育提供区域の設定

本計画では、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域の設定とします。



2 教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間中においては、新たな小規模保育事業等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

	年齢		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	
	認定		3号認定		2号認定	1号認定
令和7年度	推計児童数		502	1,038	1,761	
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	82	617	959	525
		（保育利用率）	16.3%	59.4%	54.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
	確保方策合計（B）		188	620	1,060	775
	差（B－A）		106	3	101	250



令和11年度	推計児童数		490	1,020	1,616	
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	80	638	998	423
		（保育利用率）	16.3%	62.5%	61.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計（B）		188	658	1,060	565
	差（B－A）		108	20	62	142

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じて提供体制の充実を図り、適切な事業の実施に努めます。

事業名	提供体制確保にあたっての考え方
延長保育事業	引き続き年度ごとの利用状況を注視しながら適切な事業の実施に努めます。
放課後児童健全育成事業	奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大を検討しながら対応していきます。今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ各小学校区の利用ニーズから検討していきます。 また、昭和小学校区は各年度の利用者数を注視しながら、面積基準等を考慮した弾力的な定員の受入れにより対応します。
子育て短期支援事業	引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。
地域子育て支援拠点事業	令和7年度から子育て支援センターを8か所、なかよし広場を3か所で実施予定です。近年の傾向として、利用者数は微増で推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。
一時預かり事業（幼稚園型）	今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。
一時預かり事業（その他）	今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。
病児保育事業	現在、病後児保育は2か所、病児保育は1か所、病児保育（体調不良児対応型）は3か所で実施しており、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。
子育て援助活動支援事業	市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。
利用者支援事業	妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。
妊婦に対する健康診査	定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。
乳児家庭全戸訪問事業	今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。
子育て世帯訪問支援事業	妊娠届等の際の周知を継続するとともに、必要な時にサービスを提供できる体制を維持すること等により、子育て家庭、妊産婦等の不安や負担を軽減します。
親子関係形成支援事業	子育て・しつけ教室（ラクイクセミナー）を開催します。平日は1クール全4回、年間4クール実施します。
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センターで妊婦等に対して少なくとも3回面談等を実施します。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。
産後ケア事業	利用ニーズを充足できる体制を確保できるよう委託先の医療機関等と連携して実施していきます。
実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）【概要版】

〔次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画〕

令和7年3月

発行 袖ヶ浦市

企画・編集 袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL：0438-62-3286 FAX：0438-62-3877